



県 紋 章



つる舞う形の群馬県 / 上毛かるた

令和元年 8 月 2 日（金） 第 9 7 2 0 号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更（森林保全課）	2
○同	2
公 告	
○第 4 8 回（令和元年度）採石業務管理者試験の実施（砂防課）	3
○開発工事の完了（建築課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第 96 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年 8 月 2 日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第 97 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年 8 月 2 日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 太田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第48回(令和元年度)採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和元年8月2日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題)とする。
- 4 試験の日時 令和元年10月11日(金)午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁(前橋市大手町一丁目1番1号)昭和庁舎35会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号)又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
 - (1) 申込書類 受験願書(所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に62円分の切手を貼ること。)及び写真(受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの)
 - (2) 受験手数料 8,000円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること(払込書による納付の場合は、令和元年9月17日(火)までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。)
- 8 受験願書の提出
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - (2) 受付期間 令和元年9月9日(月)から同月27日(金)まで
 - (3) 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、令和元年9月27日(金)までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和元年11月1日(金)午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。

- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年8月2日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	富岡市田篠字原前325、345-1	富岡市富岡1460-1 富岡市長 榎本義法
2	みどり市大間々町大間々383-6、383-7、 383-9、383-11、383-15、383- 17、384-1、384-5、384-6	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取 締役 永松文彦
3	邑楽郡板倉町大字岩田字鳶替2226-3	館林市つつじ町27番8号 増田幸弘
4	佐波郡玉村町大字上茂木545-1、545-2	埼玉県本庄市本庄一丁目1番7号 株式会社横尾材木店 代表取締役 横尾守

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111